

※個人が特定される可能性があるため、写真は削除しております。

資料4-2

川島町における地域学校協働活動について

1. 活動の趣旨・目的について

平成30年3月末をもって4地区の小学校が廃校となり、つばさ南・つばさ北小学校へと再編成されたが、「これまでの小学校を中心とした地域コミュニティが希薄になった」、「地域で子どもを見かけることが少なくなった」、との声を聞くことが増えたことに端を発し、改めて地域活力を取り戻すための活動の一環としてスタートした事業。

学校を含む地域の団体・個人が連携・協働することで、地域全体で子どもを育てる活動を行うとともに、それらの活動を通じて地域の活性化を図ることを目的としている。

現在は、旧出丸小学校・旧小見野小学校を拠点施設として、地域活性を目的とした活動（あかめひろば・みんなのひろば）を実施している。

2. 主な活動・取り組みについて

(1) 地域学校協働活動推進員の育成・配置

- ・現在2名の地域学校協働活動推進員を配置し、このかたを中心として地域活動に取り組んでもらっている。

(2) 子どもの居場所づくり・学習活動の推進

- ・旧小学校を開放し、子どもに限らず地域のかたが集い、自由に活動できる場所を提供することで、子どもから大人まで広く交流できる場を作っている。



(3) ボランティアの募集・育成

- ・「地域学校協働活動サポーター」を募集し、ひろば活動の運営に協力してもらうとともに、様々な体験学習講座の講師として活動してもらっている。

(令和8年度サポーター数：21人)

あかめひろば（旧出丸小学校）での活動

(4) 学校支援活動の推進

- ・旧小学校に自習室を設置し、各自宿題などに取り組んでいる。
- ・元教員のかたなどに「学習支援員」として協力を依頼し、旧小学校で「ちいきの学習会」を開催していた。（ちいきの学習会は令和6年度末で休止）

自習室での学習・ちいきの学習会

3. 現状と課題について

- ・ 地域学校協働活動サポーターの人数が少なく、運営に苦慮している。

→みんなのひろば（旧小見野小）は、毎週土曜日の活動を継続しているが、あかめひろば（旧出丸小）は、令和7年度より月1回の活動となっている。活動の継続性を確保していくには、活動内容を広く周知して理解してもらい、地域住民や各種団体の協力・参画を得られるような取り組みが必要である。

- ・ ひろば活動の利用者数が減少傾向にある。

→「子どもの居場所づくり」として、地域から一定の認知はされているものと考え
るが、少子化・人口減少などの社会的要素もあり、利用者数が減少している。
今後、幅広い体験学習や興味を引くような学習講座を実施するとともに、安全
安心な居場所づくりを進めていく必要がある。

- ・ 地域学校協働活動と学校運営協議会の連携・協力

→地域全体で子どもを育てる仕組みを作っていくには、両者が一体となった取り組みが重要になってくると思われる。現在、地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会委員となっているが、全体的な取り組みとしての接点は少ない。

また、要綱第2条の活動内容に、「学校支援活動の推進」とあるが、現状としては未実施となっている。

- ・ 町全体での取り組み

→本来、出丸・小見野地区に限った事業ではないものの、他地区の住民が参加するにはハードルが高い現状となっている。「旧6ヶ村」の概念を取り払い、「町全体で、地域の子どもを育てていく」取り組みとしていかなければならない。

【参考】 川島町地域学校協働本部設置要綱（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 学校を含む地域の団体・個人が連携・協働することで、地域全体で子どもを育てる活動を行うとともに、それらの活動を通じて地域の活性化を図ることを目的に、川島町地域学校協働本部（以下「本部」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 本部は、次に掲げる事項を活動内容とする。

- (1) 地域学校協働活動推進員の育成・配置
- (2) 子どもの居場所づくり・学習活動の推進
- (3) ボランティアの募集・育成
- (4) 学校支援活動の推進
- (5) 子どもの地域行事への参加促進
- (6) 事業の推進に係る広報活動

（本部の構成）

第3条 本部は、教育長、地域学校協働活動推進員、地域ゆめ・みらいづくり会議（以下「地域会議」という。）をもって構成する。

（地域会議の構成）

第4条 地域会議は、基本的に行政区を単位に設置し、地域学校協働活動推進員、地域学校協働活動サポーター、学校関係者、地域関係者、その他教育委員会が認めたもののうちから教育委員会が委嘱し、任期はその年度の末日までとし、再任を妨げない。

（地域学校協働活動推進員）

第5条 事業を推進するため、本部に地域学校協働活動推進員を配置する。

2 地域学校協働活動推進員は、学校と地域の現状を理解している者のうちから教育委員会が委嘱し、任期はその年度の末日までとし、再任を妨げない。

3 地域学校協働活動推進員は、第1条の目的を達成するため、以下のことを行う。

- (1) 地域学校協働活動のためのコーディネート業務
- (2) 読書推進業務
- (3) 教室・講座の企画・運営業務
- (4) その他、目的達成のための諸活動